

堺市雇用対策協定

人口減少や高齢化による生産年齢人口の減少、国際社会全体の普遍的な目標である SDGs の達成に対する関心の高まり、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響など、社会情勢や経済の構造が大きく変化する中、堺市が持続的に成長し、市民が将来にわたって安全と安心を享受できる社会を実現するためには、地域の経済活動においても、女性・若年者・障害者・高齢者など多様な人材が活躍できる環境の構築が重要である。

このため、堺市、厚生労働省大阪労働局及び堺商工会議所（以下「三者」という。）は、これまで以上に連携を強化し、それぞれの強みを活かしつつ、柔軟に取組を進めるために、以下のとおり「堺市雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、堺市、大阪労働局及び堺商工会議所が相互に密に連携し、効果的かつ一体的に実施することで、働く意欲のある方がその能力を十分に発揮する機会を得るとともに、市内企業が必要な人材を確保することを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法を別途「事業計画」として毎年定めるものとする。

2 前項の「事業計画」の策定、「事業計画」に定めた取組の実施状況の評価等は、三者及び堺公共職業安定所が共同で設置する運営協議会で実施するものとする。

（要請等）

第3条 三者は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 三者は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、三者が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間の満了する1か月前までに、いずれかから特段の意思表示がない限り、協定は期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

(協議解決)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、三者は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、堺市長、厚生労働省大阪労働局長及び堺商工会議所会頭が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月30日

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長

永藤 英機

大阪府中央区大手前4丁目1番67号

大阪合同庁舎2号館

厚生労働省 大阪労働局長 木暮 康二

堺市北区長曾根町130番地23

堺商工会議所 会頭

葛村 和正